

## 研究座談会



# どうなる北海道 農業

## 一一世紀への展望

北海道地域農業研究所ではWTO体制移行等、国際化の嵐のなかで激動する、今後の北海道農業のあり方について、二十一世紀への展望を切り拓くべく、緊急に一月二十七日札幌市において研究座談会を行った。

出席者

岩崎 徹

札幌大学経済学部 教授

田端 弘子

株式会社 コープさっぽろ生活文化研究所 所長

長尾 正克

北海道立中央農業試験場 経営部長

笹川 幸男

社団法人 北海道農業担い手育成センター 所長

谷本 一志

北海道東海大学国際文化学部 教授

坂下 明彦

北海道大学農学部 助教授

司会

幸 健一郎

社団法人 北海道地域農業研究所 研究部長

## WTO体制下歴史的転換期に直面する北海道農業

司会：新年おめでとうございます。

今年は一九九七年ですから100

〇年までわずか二年ということで、

本日の座談会は「十一世紀へ向

ての北海道農業はどうなつっていく

のかを、今日お集まりの六人の

方々から個人的見解で結構ですの

で、お聞かせ願いたいと思います。

今日のテーマは大きく三つの柱を掲げてみました。まず第一にWTO体制下(註1)で北海道農業はどうなつていくのかということです。

第二にこれから農業を語る場合に、国民的な合意がなければなかなか農業というのは成り立たない

だろうということで、国民的な合



▲幸 健一郎さん

意を得るためにはどうしたりいいのかということです。第三の柱は北海道農業の「十一世紀への展望」を具体的にどう描いていくかとう、この三つの柱で話を進めていきたいと思います。

まず第一の課題に入る前に現代の農業情勢を総括してみますと、青天の霹靂というか日本政府が協定合意をいたしました。

これまで国会において米の自由化反対の三回にわたる決議を無視して、翌年一九九四年(平成六年)には国会で批准をしました。この(WTO)体制になりました。日本農業も本格的に自由化時代を迎えるということになつたわけです。しかし一方ではアメリカのワールドオーフィ研究所の所長でありますレスター・ブラウン氏が、これから世界の人口の増加が食糧の需要を劇的に増加させるであろうということと、二十一世紀には食糧危機という問題が出てくるのではないかと危惧を示しております。

▲岩崎 徹さん



▲岩崎 徹さん

## WTO体制下の日本（北海道）農業

札幌大学経済学部 教授 岩崎 徹

### WTO体制とは？

### 輸出国の世界支配

岩崎：北海道農業はWTO体制下のなかで大きな歴史的転換期に直面しているのではないかと思います。

はじめてWTO体制下の日本農業についての総論的な問題提起をしたいと思います。WTO体制が、

今後どうなるかといつゝこといふつかの問題が考えられるわけです。

まずWTO体制についてですが、私はそれは自由貿易でも国際化でも何でもなくて、輸出国、とりわけアメリカの管理貿易の強化、特に多国籍アグリビジネスの世界支配の体制だと思います。具体的には日本農業に対して農業保護の削減、それから農産物の生産体制の国際化、特に土地利用型農業である北海道がつくる農産物、これは今まで国際化していましたけれども、それが一層国際化を迫られるということだと思います。この

WTO体制は、九九年に見直しすることになつておりますので、日本農業の立場、北海道農業の立場

影響をうけるであろうといふ情勢のなかで「十一世紀を迎える」としてあります。そういうことで先ず最初に岩崎さんから、WTO体

制下における北海道農業はどうなつていいのだろうということのお話を伺いたいと思います。

からこの段階で見直しを迫つてい  
くという」とが必要だろつと思  
います。

### 過剰基調下のWTO体制から 食糧不足下のWTO体制へ

WTOが発足し、ガット合意したあの時期は、世界の農産物はどうかといふと過剰基調だつたわけです。ところが九五年の後半以降、世界の穀物価格は高騰、その背景には在庫率が規定水準を大幅に割つてきているということがあります。現在穀物の在庫率は安全基準である一五%を大幅に割つていますが、丸紅の予測ですと十年後には七・七%になるということです。そういう意味ではレスター・ブラウンの予言が当たりつつあります。過剰下のWTO体制は、アメリカ的な輸出国市場型の体制でしたが、不足下のWTO体制の場合は、おそらく状況は変わらうと思われます。

もう一つ、昨年の十一月にローマで食糧サミットが開かれまして、かつてないほどNGOが世界の舞

台で活躍したのです。会議全体で

はそのNGOが肩透かしを食つたという側面はあつたのですが、全體から見ますと基本的人権としての食糧権ということが議題になりました。それからアメリカやアルゼンチン等のいわゆる貿易推進派

は、ローマ宣言の中にも農産物貿易を一層推進するということを入れたかったのですが、これは多くの国、日本・韓国・EUそして、ほとんどの途上国がそれに反対して、結局それは引つ込めざるをえなかつたということになつたわけです。

### 世界食糧安全保障の制定を

食糧サミットの宣言では必ずしも盛り込まれなかつたのですが、NGOの役割、途上国とか先住民族だと女性だとかそういう弱い立場の人達が大いに発言して、NGO独自の会議が何回も開かれました。その中で言われていることは、世界食糧安全保障の制定といふこと。食糧は商品ではないのだということを明確にする。食にお

すね。

今世界の食糧危機の下で八億人の飢餓人口がいて、難民化している。それは富と権力による食糧支配であり、これに対抗することを明確に主張した。

### 一九九九年WTO見直し 国民は安全な国内産自給を

ローマ宣言は妥協の産物であつたとはいゝ、全体としてはいわゆる貿易派と自給派がかなり拮抗しており、どちらかといふと自給派が勝つたといつてよいでしょう。食糧不足の状況の中では、かえつて貿易派が力を出すという危険性がないわけではないのですが、世界の大きな流れとしては自給派、食を基本的人権とするという論調が今後ますます強くなるでしょうし、またそれに期待したいということです。そういう点では九九年のWTOを見直しの時期に、客観的な背景の変化と思われます。

それからこれは後で田端さんのほうから報告があると思うのですが、日本でも総理府が昨年世論調査をした結果、「高くても国内農産物」という回答が八三%あり、国内農産物の自給を望んでいます。それからWTOの体制が「安全基準の国際化」を加えたという問題があります。つまり国民の安全が国内で決められないという状況のもとで、現実に狂牛病とかO—157の問題があつたり、遺伝子組み替え農産物が日本に入つてくるとかボストハーベストの問題とかで、国民の関心が安全な食糧というふことに強く向かっていくことは間違ひのないことです。そういう意味では世界的にも日本の中でも、やはり「基本的には食糧自給」だという流れは大きなうねりとしてあるだろうと思います。

### 新農業基本法の制定

一番目の問題に入りますが、WTO体制というのは厳然として存在するし、その枠組みの中で日本の農業は当面は動かさる見えないわけですが、それをどう考えるかということがあります。その際一つはガット合意を受けて、いわゆる新農政が打ち出されてき

査をした結果、「高くても国内農

産物」という回答が八三%あり、国内農産物の自給を望んでいます。

それからWTOの体制が「安全基

たわけです。その中味として具体的には大きいくつの法令、「農業経営基盤強化促進法」と「特定農山村法」が制定され、各都道府県、市町村段階で具体化していくわけです。それと同時に来年「新農業基本法」が制定されます。これは基本法農政でつたつた家族経営主義、食糧自給体制が放棄されて、食糧は国内生産と輸入と備蓄を前提とした政策になる。

扱い手も農家という概念がなくなり、特定の大規模な経営中心になるという枠組みがつくられます。

#### 北海道農業振興条例の制定

北海道では、「北海道農業振興条例」が今年の二月に制定されました。これは全国的にも都道府県版としては初めての条例です。農業

といふのは本来ナショナル、民族的なものですし地域的なものであるというのは当たり前の話ですが、日本の農政の中で北海道の独自な農政といふものは、必ずしも今まで浸透していませんでした。「国際化」が強まれば強まるほど独自の農政をつくるうといふ機運は非

常に大事だと思います。特に北海道は大規模で専業型で土地利用型の農業です。北海道の農産物はほとんど国際商品ですし、価格は下がりっぱなしです。その点では北

海道の農業はWTO体制下で一番の打撃を受けたといふことは間違いないようです。今後は北海道農業の独自性、北海道農業の強さと弱さをきちっと捉えて、その上で北海道農政を開拓するということを大事だと思います。北海道農業の強さというのを、大規模で専業型で土地利用型農業でそれに見合つ機械農法体系を作ってきて、土地も労働力も豊富です。もちろん扱い手不足という面では深刻な問題がありますが。

北海道農業の良さ  
強さを引き出す

北海道では、「北海道農業振興条例」が今年の二月に制定されました。これは全国的にも都道府県版としては初めての条例です。農業といふのは本来ナショナル、民族的なものですし地域的なものであるというのは当たり前の話ですが、日本の農政の中で北海道の独自な農政といふものは、必ずしも今まで浸透していませんでした。「国際化」が強まれば強まるほど独自の農政をつくるうといふ機運は非

なくワーファーンな農業であるといふ。そういう北海道農業の良さ強さを引き出すことが必要だと思います。

現在、北海道の農家数は八万戸を割りましたが、この農家数を基本的に維持することを目指にし、後継ぎのいる農家だけを扱い手とするのではなく、ありの可能性を含めて扱い手を考えるという姿勢が必要です。

WTO体制下の農業というと特定の階層の規模拡大とかコストダウンを図る農家だけを考えがちですが、従来なかつた新しい視点、つまり経営の視点だけではなく生活の視点、すなわち、女性とか高齢者も含めて、農業や地域を考える必要があります。

それから今まで資金的な点でしか経営を見ていかつたけれども、労働時間や生活時間を含む時間的な視点が必要であるだれかし、環境の視点、それから地域農村、農村社会という視点、どう活性化するか樂しくするかという視点が必要だと思います。

田端：どうもありがとうございます。これから農業を考えていって場合、今岩崎さんのご指摘にもありましたように、国内の農産物の自給率の向上を国民が熱望しているということです。

「コープさっぽろでは食糧問題をめぐって、組合員に対してもアンケートを実施するなど精力的に農業問題にアプローチしておりますが、消費者の立場から、田端さんのお話を伺いたいと思います。

#### 消費者を含めた国民的合意の北海道農業を

(株)コープさっぽろ生活文化研究所 所長 田端 弘子

全国の新規参入の三分の一は北海道という事実をみても魅力的な面もあるし、新規参入しやすい地域ではないかと思います。あとは非常に厳しい寒さと同時に環境が良い、景観が良いという風土ができるでしようし、病害虫の発生が少

ない、病害虫の発生が少

ない、労働時間や生活時間を含む時間的な視点が必要であるだれかし、環境の視点、それから地域農村、農村社会という視点、どう活性化するか樂しくするかという視点が必要だと思います。

田端：私はどうしたら日本農業についての消費者を含む国民的な合意にアプローチできるのか、消費者

タートした一九九八年、司会者からお話をあつたように「農業についての一万人アンケート」に取り組みました。このアンケートで、「米などの基本的食料は、生産コストを下げながら国内で作る方がよい」という意見が九三%と九割を占め、食料の自給を求める消費者の声が強く現れました。



▲田端 弘子さん

この農産物の自由化と米不足という二つの日本農業にとって大きな問題が、消費者の農業問題に対する関心を掘り起こしたと言えると思います。特に、米不足後各分野の農業アンケートが行われてマスコミ報道を賑わせ、農業問題への潜在的な消費者意識をつくったと思うのです。でも、それは「誰かがなんとかしてくれる」という程度の関心に留まっていますから、を感じたのです。

せつかぐの法改定ですから新農業基本法には、消費者として次の二点を要望したいと思います。まず、国の目標すべき具体的な自給力の保持について明示して欲しいと思うのです。例えば、国民一人当り一人当たり〇〇〇キロカロリー

「何をすべきか」を提起することなく日本農業、特に北海道農業の将来を身近に考え確信を持つことは難しいと思うのです。「私たちは何をすべきか」の関心を促すチャンスの一つが、岩崎先生がおつしやつた農業基本法の改定をめぐる論議だと思うのです。

### 新農業基本法に

#### 食糧の安全保障を

私は今回初めて農業基本法を読んでみましたが、アレツと思つたことがあります。農業基本法は農業の振興に関する基本法であると同時に、国民食料に関する基本法でもあると思い込んでいたので、法の前文や条項のどこにも国民を対象にした記述が無いことに驚きました。

の自給力を保持するとか、具体的な目標を導き出す条項の明記を期待したいのです。国民一人として日本の農業生産力は、国民一人当たりどれくらいのカロリー供給ができるのか知りたいと思います。多くの消費者の強い関心事に違いないません。きっと供給目標の数値をめぐって国民の関心と論議が促されることにならると思います。

次に、新基本法には食糧の安全保障に対する国的基本的な理念を保障に対する国的基本的な理念をもり込むことを要望したいと思うのです。アンケート調査では、過度な輸入依存に対する消費者の不安の声が安定供給と安全性の両面で大きく出ています。食料問題は生産者や農業関係者だけでの問題でなく、食生活を通じて国民全体が主導的な役分の役割を持つこと大きな力があるといえます。

新基本法に、食料安全保障に対する國の基本理念が示されることによって、私たちの関心が刺激され日本農業のあり方についての論議が盛起されるに違いありません。法改正の作業が進行しているこの期間中に、国民世論を呼び起

こす刺激的な論議を期待したいものです。

私たち道民にとっては、さらに北海道農業振興条例の制定という又とないチャンスがあります。岩崎先生のお話によりますと都道府県版としては全国で初めてのもので、農業政策の重視と宣言的な意味合いを持つ条例ということでした。北海道農業の独自性を踏まえた振興条例の制定という機運を、消費者にとって大事な機運にしたいものだと思います。

農業に関するこうした動向や情報を、消費者がもつと知るようになら機づけられる必要があると思います。この意味から農業基本法の改定に当たって、國の主権である「自國に適切な食料自給力の実現」を謳うることによって、農業に対する国民合意を方向づける基本理念を提示すべき段階に来ていると思います。その中で北海道農業の位置づけと役割が、もつと明確になります。食糧の自給率についても、米不足を経験した国民の消費者は非常に自給に対し深い要望を持っています。ですから食

糧の安全保障というものに対する基本的な理念を、新しい基本法にせひ盛り込んでほしいと思うのです。それは生産者と農業関係者のみではなくて、食生活を通してそれを見直していく国民、全国民も応分の役割を果していくんだという論調でせひ盛り込んでいただきたいと思います。そういうた論議が改定の期間の中で行われるべきだと思います。

もう一つは北海道の農業振興条例のなかで農地の保持、確保についての位置が非常に緩やかですが、農地を失つてからは回復は難しいわけですから、自給力を保持するためにはどうしても農地が必要です。「このうえでどう保持していくのか」というのを、せひ基本法の中ではつきりさせていただきたいと思います。

### 農業は結局消費者

#### 自身の問題

農業について「万人アンケート」で「日本農業の改善に何が必要か」について、消費者の意見は、  
①安心・安全・安価な食糧生産、

②食糧の流通や加工の見直し、次に「消費者と生産者が一体になつて改革に当たるべき」が四割で三位を占めました。自由化に耐えみではなくて、「生産者と消費者一体になること」が必ずという意識が見ることができました。この時点では、自由化がどんなんのかを具体的に知らなかつた時期と言えますが、農業への関心を持ち始め、「日本農業カンパニー」と声援を送る意識の方がまだ強かつたと思います。

九四年、米不足の最中に行つた「米不足と農業を考えるトーワイ」に約七、〇〇〇人が参加する関心の強さを示しましたが、「日本農業について」では「生産者と消費者の結びつきが必要」が一位に上がり、「今こそ農業を真剣に考えるべき」「農業問題の学習が必要」を加えて五五%と、農業を

本農業については「生産者と消費者の結びつきが必要」が二二%でした。こだわらないといふ層に道産米の支持を浸透させる目標がもてます。

重要なのは、建前の意識を購買行動や食生活の見直しにつなげる取り組みだと思います。

米専業型の北海道農業の特性からみて、国産米を通して日本農業を守るという消費者意識は、勇気づけられるものがあると思います。同調査で、「道産米のみを食べて「米不足と農業を考えるトーワイ」に約七、〇〇〇人が参加する関心の強さを示しましたが、「日本農業について」では「生産者と消費者の結びつきが必要」が一位に上がり、「今こそ農業を真剣に考えるべき」「農業問題の学習が必要」を加えて五五%と、農業を

本農業については「生産者と消費者の結びつきが必要」が二二%でした。こだわらないといふ層に道産米の支持を浸透させる目標がもてます。

不安感の理由は、①安全性に関する情報が不十分、②自分の知識が不十分、③行政の監督が不十分、④法律を守らないメーカーや生産者がいる、の順で上位を占めています。

輸入食品の安全性への不安の項目では、「大いに感じる」二三%、「感じぬ」五五%で九割の消費者が不安に感じていることになります。不安の理由は、①国によって安全規制がまちまち、②いつどのように作られたかわからない、③情報が少ない、④輸入品の検査が不十分だから、の順で上位を占めています。札幌市の平成四年の市政モニターオンスケート調査でも輸入食品の安

全情報が第一の関心事  
輸入食品に強い不安感

昨年の十月に無作為抽出の組合員三、〇〇〇人を対象に「健康と

全性に「不安を感じる」が八九%と同様な傾向をしめしていく、輸入食品の安全性に対する消費者の不安感が根強いことがわかります。「食品の安全性を普段どの程度気にして買い物するか」の問いに、八三%が気にしながら買い物すると回答しています。

アンケートから見る消費者の求める安心・安全とは、素姓がわかること、情報を得られること、確かめられること、といった要望といえます。この意識が輸入食品に対する強い不安感につながっているといえそうです。一方で、それが、産直活動への支持の大きさに現れているのだと思います。

### 安心・安全の要望は北海道

#### 農業にとっての追い風

農産物の国際化の競争において、安心・安全を求める消費者の意識は、大いに追い風になると思われます。不安感は払いにくい感情であり、輸入食品となればいつそです。一方、「安心・安全」については、確かめたい、情報が欲し

い、という要望にしたてる具体的な努力で対応できると思うからです。安心・安全の点で競う場合には、なんといっても国内産、とりわけ地場である道内農畜産物に軍配が上がるに違いません。

農畜産物の素姓がわかる安心感から、生協の産直活動は年々広がっています。平成六年度の全国生協産直調査をみると、農産物の事業高の三四%を産直が占めるまでになっています。担当者による産直の意義は、「安心・安全な農産物を提供できる」と一位に上げられています。全国生協の産直提携先が北海道に集まっていることに勇気づけられます。今後、北海道産地からの積極的な働きかけがカギになると思います。

### 日本農業応援シリーズ「生・製・販・消」同盟がカギ

日本生協連合会が新しい「一品

商品「日本シリーズ」の開発・普及に取り組み始めました。これは

「国産原料を活用した加工食品」であり「畑の見える加工食品」なのです。生産者とメーカーと生協の協力による「生・製・販同盟」で作る「日本農業応援シリーズ」

です。国産農産物を買って日本農業を応援したいと考える組合員の

声に応えて、シリーズで開発し、好評な支持を受けているそうです。

消費者の買つて、支える意識が加わる「生・製・販・消」同盟が、農業に対する国民合意へのアプローチにしても、北海道農業の今後にとっても大きなカギになると

思います。

足時の優先供給、生産者には安定生産、が主な特徴点です。短期間に一万五千世帯の登録で、今後にかけて現在の一五農協からさらに多くの農協との提携への発展をめざしています。

食と農を知ること、具体的な提案を受けること、納得できる選択ができること、などの条件で消費者パワーは大きな力に転化する事例といえます。農業を自分のことと考え始めた消費者の意識を、購入行動に具体化する努力が、各分野で取り組まれる重要な可能性を考えさせられます。

消費者の買つて、支える意識が加わる「生・製・販・消」同盟が、農業に対する国民合意へのアプローチにしても、北海道農業の今後にとっても大きなカギになると

思います。

### 司会：ありがとうございます

本当に消費者の立場で力強い農業に対しても工ールを送つていただきたような気がします。先ほど岩崎さんからWTO体制、これは九九年に見直しがされるということなのですが、その段階に国民的理解についての運動を起こしていくかなければならないだろうと思うので

り、③生食規格外の活用、などの特徴が消費者の支持を集めていることです。

す。岩崎さんその辺どうでしょつ

かつたと。しかし現実に価格設定

かと思います。

岩崎：そうですね、そういう意味

では田端さんから力強い報告があ

つたのですが、日本の国民はやは

り両面性を持っていると思います。

アンケートもいわば本音と建前

があるわけですね。建前としては

有機農産物や国内自給に支持が多い

主義というかそういう意識が強く表れていました。しかしここに至

れから経済成長も矛盾をきたして、本物志向が求められるという段階で、転換期にきてると思うので

す。自給や安全性のウエーブが強くなるし、運動のポイントはそこをじっくり出すかという」とだと

思うわけです。先ほど言いました

世界の流れも日本の流れも決して暗くはないのです。農業、食糧は

国民全体のものだという位置づけがされば、これ自体は半歩前進ではないかと思います。まして北海道の場合は食と農が強く結びついているわけで力強い部分がある

わけです。やはり北海道を基点にして、北海道のレベルから手掛け

出大國の場合の食糧安全保障とい

うのは、日本とはちょっと違うと思つのです。所得が足りなくて

食糧確保に困るような人に、どう

最低を保障するかみたいなもので

すよね。日本のような国民所得の

高い輸入大国の場合は、やはり危

機管理の一環といふことをきちんと位置づけられないといけない。

このことまで思い及ぶような認識

というか意識というのは、食生活を見ているとまだほど遠いと思

います。昨年道新に、贅沢工ナルギ

ーを海外から輸入量を減すること

によって、一億人の飢えを救うこと

ができるという農水省の試算ら

しいのですけれども、その試算が

興味記事で出て皆ショックを受け

たのですが、普通とっている摂取

カロリーと、生活をおくるのに必

要なカロリーとの差を贅沢カロリ

ーとして、それが平成四年度にこ

れこれしかじかの輸入があつた。

この分をカットするだけで今地球

上の人口の一億人は救うことがで

きるという見出しだ、これは随分



かつたと。しかし現実に価格設定の問題とかもちろん鮮度の問題、見ばえの問題、それから安全性の問題とかいろいろなファクターがあつて、国民の意識の中に両面性があると思うのです。今まででは経済成長にのつて、人間の意識までも成長志向、商品志向、成り金主義というかそういう意識が強く表れていました。しかしここに至つて世界の農業、食糧の状況、それから経済成長も矛盾をきたして、本物志向が求められるという段階で、転換期にきてると思うのです。自給や安全性のウエーブが強くなるし、運動のポイントはそこをじっくり出すかという」とだと

思うわけです。先ほど言いました世界の流れも日本の流れも決して暗くはないのです。農業、食糧は国民全体のものだという位置づけがされば、これ自体は半歩前進ではないかと思います。まして北海道の場合は食と農が強く結びついているわけで力強い部分があるわけです。やはり北海道を基点にして、北海道のレベルから手掛け出大國の場合の食糧安全保障といふのは、日本とはちょっと違うと思つのです。所得が足りなくて食糧確保に困るような人に、どう最低を保障するかみたいなもので

すよね。日本のような国民所得の高い輸入大国の場合は、やはり危機管理の一環といふことをきちんと位置づけられないといけない。このことまで思い及ぶような認識というか意識というのは、食生活を見ているとまだほど遠いといけない。このことまで思い及ぶような認識というか意識というのは、食生活を見ているとまだほど遠いといけない。このことまで思い及ぶような認識というか意識というのは、食生活を見ているとまだほど遠いといけない。このことまで思い及ぶような認識というか意識というのは、食生活を見ているとまだほど遠いといけない。このことまで思い及ぶような認識というか意識というのは、食生活を見ているとまだほど遠いといけない。このことまで思い及ぶような認識というか意識というのは、食生活を見ているとまだほど遠いといけない。このことまで思い及ぶような認識というか意識というのは、食生活を見直すといふことがない

組合員のところで話題になつたのです。

岩崎：日本人の消費と言つか、浪費構造といふものを反省しないと問題は解決しないと思います。それは日本の国内の問題だけではなくて世界的な問題です。おそらく日本は世界で最大の浪費者、環境的には黒字なのですが、物材では確かに六億トンぐらいのすごい赤字の破壊者です。日本の貿易は金額的には年間四・五トンの物材赤字を背負つています。つまりこれが産業廃棄物となり「三戦争であり、太平洋や日本海に大量の物を廃棄しているのです。つまりこれが産業廃棄物となり「三戦争であり、太平洋や日本海に大量の物を廃棄しているのです。これが環境汚染になる。そういう日本の浪費構造の上に日本の経済成長は成り立つてきたという反省の上に立つ。食糧の問題というのは農業生産者や消費者の問題だけではなく、もっと世界的な環境的なレベルの問題になるわけです。その意味ではそれを克服するというのは、農業レベルだけではなくて、消費者、労働運動というかそういう立場で、自分の反省して食生活を見直すといふことがない

と、最終的には解決にはならない

だろうと思います。

司会・建前ではいわゆる国内の自給率を上げなければいけないと消費者は思っていますが、本音では美味しいという問題が、あるいは安さというようなことがでてくる。

先ほど田端さんから、前の基本

法農政の時代に、消費者としての

国民の立場に立つた記述が一切な

かつたという点を指摘されて、私

どもアッソバッソういう気がする

のですが、新農業基本法が施行さ

れますけれども、国民的理解をど

うもつていくかという意味で、や

はり運動として農業団体とか農民

組合あるいは労働組合というこ

とが、食糧の問題について、もつ

と運動としてとりくむことが大事

なのではないかと思います。

それでは中央農業試験場の長尾さんとのほうから北海道農業は、稻作・畑作・飼農、それから最近では野菜を中心とした園芸作物、四本柱の農業を進めてきているわけですが、これらの二十一世紀へ向けての展望をお伺いしたいと思います。

## 北海道農業の展望

### 稲作・畑作・飼農・園芸作物について

北海道立中央農業試験場 経営部長 長尾 正克

北海道農業ガット合意後

衰退・落ち込み

優位性を発揮しながら生き残つて  
いくということです。

稻作 자체につきましては、本州の中型技術体系をそのまま、若干改良してやつてあります。家族経営における適正規模というのも北海道の農業はガット合意後急速に衰退、ないしは落ち込みが激しいということです。もちろん稻作経営とか畑作経営とか飼農経営とか、そういう経営形態によって若干の温度差がありますが、もつとも打撃を受けているのは稻作経営だけの経営形態はあまりありません。品目としては、良い面と悪い面があつて、良い面は最近の円安が逆に加工用の野菜も含めて、競争力を取り戻しつつあるといつ侧面がある。悪い側面では工ネルギー価格が上昇しているということで、「コスト増」というのが大きい。それから特殊な要因として〇一二五年の影響を受けまして、ここ近畿地方でも畑作四品の価格据置きといふこと、つまり北海道の持つ農地の大きさという側面に上手に対応した経営形態がそれなりの

が、円高ドル安の時に、生産コストの大半を占める飼料費が非常に安い、しかも土地の大きさを上手く利用しながらある程度生き残つたのですが、濃厚飼料の多給により、農地を上回る規模拡大をやつてしまつた。その結果、最近飼料費が急速に高騰したり、牛に故障が発生し苦しくなつてきています。

園芸については、北海道は大胆に自由化品目である野菜にシフト

した面があるので、圓芸作物だけの経営形態はあまりありません。品目としては、良い面と悪い面があつて、良い面は最近の円安が逆に加工用の野菜も含めて、競争力を取り戻しつつあるといつ侧面がある。悪い側面では工ネルギー価格が上昇しているということで、「コスト増」というのが大きい。それから特殊な要因として〇一二五年の影響を受けまして、ここ近畿地方でも畑作四品の価格据置きといふこと、つまり北海道の持つ農地の大きさという側面に上手に対応した経営形態がそれなりの

が、円高ドル安の時に、生産コストの大半を占める飼料費が非常に安い、しかも土地の大きさを上手く利用しながらある程度生き残つたのですが、濃厚飼料の多給により、農地を上回る規模拡大をやつてしまつた。その結果、最近飼料費が急速に高騰したり、牛に故障が発生し苦しくなつてきています。

の立場から見た農業を一つに比べられてしまっては困るという問題があります。

田端先生のおっしゃったような消費者に対する配慮というのは、別に自給しなくても金さえあれば買えるではないかということで、あまり関与していません。しかし国としておそらく農業に期待しているのは、基幹食糧の短期的な備蓄、例えば備蓄米とかそういう物をきつちり生産してくれるということ。

▲長尾 正克さん

一番目は基幹食糧の安全保障に関わるもので、長期の備蓄というか、いざという時に一年ぐらい供給可能であるようにする。これを政策として考える場合、減反による生産調整といふことをやって、食糧が過剰な時は生

その具体的な選ばれた農家とうか、エリート農家に今後の農政を託すわけですが、そのエリート農家を認定する作業が「経営基盤強化促進法」の認定農家制度ということではないかと思います。

北海道の農家は今約八万戸あります、少なくとも半分、三万戸が四万戸ぐらいは認定農家になつてゐるのではないかと思いまして調べたところ、一九九六年十一月末の北海道における認定農家の数は何と一万六一〇戸、そのうち法人三七八が含まれております。それし

産能力を保全しておぐということを農家に期待しているのではないのかと思います。その場合の経営構造政策として政府がやれるのは、コストダウンができる技術を持つ大規模農業経営層で、おそらく新政策で示された大規模企業的農家一五万戸と大規模法人四万户が、大体備蓄米ないしは生産調整の扱い手になるという感じを持つてあります。

### 北海道の認定農家

#### 一万六一〇戸

農家だけ生き残ればいいという具合に考えるわけには到底いかない。それから地域資源の管理と環境保全というのがあります。これは地方政府としては地域に人を定着させることが基本的使命です。そのため地方行政としては農業だけで生活が維持できない兼業農家、

か認定農家がないのです。これはなぜなんだろうかということは、まだ分析していないのでよくわかりませんけれども、国の基準のシバリガなりきつかつたのかなども思っています。

それで地方政府である地方政府が期待する農家の役割というのは国とは一緒ではありません。しかし北海道は国の機関事務委任を受けて、大体その業務内容は九〇%以上は国の業務の代行でして、国の政策である生産の扱い手に関する行政を進めなければなりません。しかし、北海道としてはそれだけに止まるわけにはゆかない。それは一つは北海道農業は地域経済の基幹産業であつて、農業の関連産業も含めると相当の裾野をもつていて。したがつて、エリート農家だけ生き残ればいいという具合に考えるわけには到底いかない。

この農政に関して言えば、もう少し地域住民の声に耳を傾けないと国の農政自体もつまらないかなくなるのではないかとい思います。国民経済としての要請と、異なる地域独自の要請とはバッティングする場合もありますが、地域の要請を無視すると、国の期待する担

多面的経営農家は、これはファーム・ステイも含む自営兼業農家である。あるいは高齢・年金農家、都市住民の市民農園も含めてこれを認めようする立場があるわけであります。本来ならば社会化できる環境を作つて、住民として、豊かな生活を保障するという形で、地方政府がそういう農業を振興する役割を果たさなければならないということです。さらに市町村行政として自然環境の保全をしないと山が荒れて水害・災害が起きると下流に問題が出てきますから、そういう「」との保全とか、山林に対する保護とか、そういうことは國も考へているのですが、地方政府はもつと考えるということです。

地方の狙いとは、とにかく過疎化から地域の農業・農村社会を守ることです。

### 道農業振興条例は

#### 活力ある地域農村づくり

そういう立場から出てきたものが実は「北海道農業・農村振興条例」ではなからうかと思うのです。

この条例の意味は地方の立場を踏まえて、道厅が地方自治体の困難な農業環境を積極的に打開することの決意を固めて、国的新農業基本法の制定に先駆けて、全国で初めて自治体による憲法を公布するというのです。地域に生活する者の論理といつものだが、ここで控えめながらかなり強調されておりまして、キーワードは活力ある農村というと、ろにあるのではないかと私は期待しております。

経済的には消費者が考えるべきことは食糧安保のことですけれども、地域に暮らす人達は効率の良い低成本の生産をしなければならないという国民経済的な要請はあるのですが、まず豊かな生活、

地域の生活を保障するような農業といふことを考えてやらなければならぬだろうと思います。その中で今後どういう技術開発をするかになりますと、今ではかつてのような生産力の増大を考えるという方向は、これから田安、ドル高それから工ナルギー価格の高騰等、資源自体が少なくなってきたら、資源を消費すればするほどエントロピーが増大する。そういう形で今までの生産力を高める方法はあまりにも環境破壊をすすめてきたので、少し改めなければならぬのではないかと思いません。

やはり省エネタイプの農作業体系を北海道農業の技術体系として定着させなければならないのではないかと考えます。具体的には、フリーアン農業を考えていかなければならぬのではないかと思いません。農業はやはり家族経営が基本ですから、その経営というものは生産と生活が一体化したものであるわけです。それを越える生産力の拡大というのは、案外非効率で、アメリカでも規模の経済性というものは、生産資材の大額購入による値引きが生じ、いわゆる大規模化による生産効率の向上はよくないと言われている。一般企業についても、マンモス企業はかなり分解されて小規模化、適正規模に戻っている。そういう意味では国の意図している方向と若干意見が異なるが、農家の生活、農村が豊かになるような方向といふことで、新農業基本法も北海道農業・農村振興条例をバツアツ

病気や害虫の耐性は高まつても自然の生態系のバランスが崩れていいく。

く。

国民経済的視点からは離れるかも知れないけれども、地域の農業者の立場からみて、自給農産物の見直し、農村文化の復興につながるようなマイベース的な酪農、マイベース的な稻作、マイベース的な畑作というような形の農業があるのではないか。農業はやはり家族経営が基本ですから、その経営というものは生産と生活が一体化したものであるわけです。それを超

えていただければありがたい。司会：今大きく日本農業は変わろうとしている中で、二つの道があるのではないか。一つは農水省を中心とする立場、一方では地方事情を重視した北海道農業振興条例の立場、いわゆる地域の実情に見合った家族経営を重視した立場です。

そうですが、

昨年十一月ローマの食糧サミットの中でも家族経営の農業ということが大事だという論議があつたのですが、

#### 家族農業経営を見直す

岩崎：家族経営の問題なのですが、NGOが家族経営の擁護という中には農業が輸出国と輸入国という両極端の国が生まれ、両方の国とも環境破壊的だという認識があると思います。特に長尾さんが言われました、大量生産方式というか近代化農業がまさに環境破壊であり、農薬や化学肥料を大量に投入するのもフレームランみたいに人間自身に返っていく。やはりその根源は農業生産循環性の破壊にある

といつこじだと思いますね。そういう意味では循環農業の復元が必要であり、それを担えるのは今日のところは家族経営でしかないと認識はかなり広まつていいだろうと思います。

#### 市町村農業振興条例を

岩崎：もう一点だけ長尾さんに補足して言いたいのですが、農業振興条例に関して、これは北海道地域農業研究所の役割だと思うのですが、全道的な政策だけではなくて支厅・市町村での農業振興条例を制定する。そこで地方自治の問題とか本当の農民主体の問題が出てくるのではないかという気がするわけで、その点では北海道地域農業研究所は三〇何箇所かの地域振興計画を手がけてきているのですから、単なる机上の空論ではなくて、地域住民に則した支厅・市町村段階の振興条例が必要だらうということです。

また、田端さんのおっしゃった問題ですが、国民食糧という大きい部分もあるのですが、道民食糧という道民の食生活と北海道農業

との関連を、ぜひそういうレベルでの視角で振興条例を見据えてほしいと思います。

司会：市町村段階の振興条例を作り上げるという面では、我々北海道地域農業研究所も大いに力を発揮しなければならないと思います。

つぎに担い手の問題ですが、現在、北海道の農家は約八万戸と言われているわけですが、高齢化しかも跡継ぎ無しというようなことで年々一・二%の農家が引退するところになりますと、一、〇〇〇戸から一、五〇〇戸ぐらい引退するという状況がこれからもま

#### 担い手対策

社団法人 北海道農業担い手育成センター

所長 笹川 幸男

笹川：担い手の問題については、農業研究所は三〇何箇所かの地域振興計画を手がけてきているわけですから、単なる机上の空論ではなくて、地域住民に則した支厅・市町村段階の振興条例が必要だらうということです。

また、田端さんのおっしゃった問題ですが、国民食糧という大きい部分もあるのですが、道民食糧という道民の食生活と北海道農業

だ続いだらうと思います。それに對して補充の関係でされども、平成七年度学卒者で四〇〇名、またリターンなどの新規就農で約百名ですから、五〇〇名ぐらいの補充で、実に補充率が一〇%を切るというような状況です。地域によつては担い手問題が非常に深刻な状況になつてゐるのですが、この辺りを踏まえて、昨年、北海道農業担い手育成センターが設立されました。笹川さんから担い手確保といふ立場からお話をいただきたいと思います。

やはり北海道農業の振興・発展を図つていくためには担い手の確保が重要だということで、センターが設立されたわけです。

本道農業を担う意欲と能力のある青年農業者を確保するための担い手対策については、農政の本来の政策課題であり、行政がやるべきことはやるのですが、センターの役割としては道などと連携をとりながら行政では対応しづらいきめ細やかな対策を民間的な感覚で実施していくことです。

#### 後継者のいる

農家は四九・一%

農業の担い手の現状で言いますと、平成七年のセンサスの調査では、跡継ぎのいる農家というのは五〇%を割り四九・一%となつており、これは十五才以上の男女を含めた後継者がいるかということです、同居でない人も含めての数字です。また、平成六年に農協系統が実施したアンケート調査の結果でも後継者がいるというのは三八%、いないというのが四一%はつきりしないというのが一〇%

ということで、いずれにしても後継者のいない農家が、後継者のいる農家を上回つてることになります。



▲ 笹川 幸男さん

農家戸数の減少についても、このような状況に大体一年に三、〇〇〇戸程度減少しており、平成一年から平成七年の五年間の農家の減少率というのは平均二・一%で、また、平成七年と八年を比較すると一、五〇〇戸の減少で、一%になつてちょっとダウンしている。しかし、五十年代後半から離農率が高くなつてきている。これはやはり農業の将来展望がガソリ合意による自由化の問題などももちろんあって、農業の厳しさが反映し、離農が増加していると思われます。離農の理由としては、後継者問題が最も多く次に労働力不足となつてあり、いずれにしても担い手がないということが離農の理由の八割近くを占めていることです。

従つて、私どもは、農業外から農業へいかに多く優秀な青年をお世話を、農村地域に送り込むかという仕事をしているわけです。

新規学卒就農者は平成六年でみると四〇〇人、Jターンで他産業に就いて戻るというのが約一〇〇人で、農業外から農村に新規参入という形で新規就農するのが、大体三〇人前後で合わせて大体五三〇人位で推移しております。三十年で世代交代をすると仮定しますと、平成七年の農家数を八万一、〇〇〇戸とするとき、一年に一、七〇〇人程度の新規就農者の補充が必要となります。それが五三〇人ですから補充を必要とする割弱ということになるわけです。担い手セントーでは、新規就農の促進をするためJターンや農業外からの新規就農の希望者などを対象として就農相談活動を実施しているのですが、この四月から十一月の九カ月間で相談者というのは一、三

四〇人となつてあり、これは前年に比べますと四割強と大幅な増加となつております。

#### 就農・体験実習者 二四〇人

この、相談者一、三四〇人の内訳をみると、その内の六〇〇人は農業の体験実習で、新規就農を目指してという相談が七四〇人です。体験実習の希望者はほとんどが若い女性で「学生や〇〇」が多く占めています。これは、夏休みや社会人ならばある休暇をまとめて、極端ですと正月休みの前後に酪農に入りたいというのも中にはいるのですが、これは職業としてではなく、あくまでも体験としてなのですが、相談者のうち大体四割の人から体験実習の申込みがあります。六〇〇人の四割ですから、一四〇人ほどの人から実際に体験実習に入りたいという申込みがありました。次に、新規就農を目指している相談者ですが、ほとんどの方が農業に関して未経験でありますので、一年か三年は先進的農家などで農業研修をしなければならないということです。七四〇人

の相談者の中、十一月末までに既に約一割の人から研修先の紹介斡旋の申込みがありました。これらの人々の職業は六割が会社員や公務員などの脱サラ組です。次に、実際に研修に入るときに、酪農部門はいつでも入ることができるが、耕種部門は時期的に制約がありますので、秋に申し込んだ人は翌年の春まで待つてもらわざるを得ないということで、スムーズに処理めであります。これは、夏休みや社会人ならばある休暇をまとめて、今まで各市町村に入り、研修や実習をしているのは研修で五〇人、体験で一九〇人と全部で一四〇人となりっています。さらに、この四月までに新規就農の研修で六〇人位は入る見込みとなっています。これまで入った一四〇人は、道内一〇六市町村のうち、七一市町村で受け入れています。

新規就農や体験実習の希望者が大幅に増えてきていますが、この背景というのは私どもの取り組みの強化をしたということもありますが、農業に対する職業としての再評価や食への関心の高まりなどが反映しているものと思います。

## 農業・農村への関心が高まっている

農業・農村における生活のゆとりや潤い、安らぎなど、いわゆる農業・農村に対する関心が毎年高まりつつあるというふうに感じております。私も東京・大阪・名古屋の相談会に行つたわけですが、南の方へ行けば行くほど、新規就農を希望する動機は、自然環境の中で農業と共に暮らしたいとする「農村で生活する」が増えており全体の三分の一、「農業で生計を立てる」が三分の一となつてます。このように本当に農業を担つてやるという方々と、もう一つは農村で生活するというか、そういう生き方をしたいという方々がいると思います。いずれにしましても、動機はいろいろですが、就農をめざす希望者は、今後増えていくのではないかと思います。名古屋での相談会は昨年始めて開催いたしましたが、四〇人来だし、大阪も五〇人ぐらいで、予想以上に来ています。東京は新聞やラジオを使わないで一七〇人位ですか

ら、これらを利用しPRをするともっと多くの就農希望者を集めることが、この一年の経験で痛切に感じております。次に、受入側の問題ですが、市町村の受入体制が十分でないという面があります。今後ある程度、北海道へ向けての新規就農なり体験実習の希望者は増やせると思いますが、これに対応した受入の体制を整備していくことが必要であると考えています。例えば、町村で離農があつた場合、すぐに新規就農者を紹介してほしいとの要望が来るわけです。新規就農の希望者のほとんどの人は未経験者ですから、即入植というわけには行かない。ですから研修の段階から市町村で受け入れる、そのためにも研修の受け入れ体制が必要だと思います。そのいい例が、新聞報道その他で承知思ひですが、浜中町では農協が平成三年から研修牧場をやつていて、月形町が平成五年から町で花の研修農場を、新得町は昨年八月に「ステーブルファーム」ということで女性専用の寄宿舎をつくつて研修を実施しています。それから別海

田では、第二セクターで研修牧場をこの四月からオープンして今年五人受け入れ、三年口一テーシヨンでトータルとして一八人ですね。

期待しております。

## 後継者の花嫁対策を

あとは担い手と密接に関係するのですが、農家の後継者の花嫁問題があります。花嫁問題も私たちセンターの重要な課題だと思つてます。まだ平成九年度の事業として農林水産省で農業生産法人の研修生等の受け入れを積極的に進めることとしています。農業法人は就業規則などが整つてあるから、研修として入りやすい、すでに「サラリーマン気分で農業に入るという希望者もいるわけですが、今後、研修希望者などの受け入れ先として、農業生産法人に期待しています。新規就農者については、今後見通しは明るいと思いますが、今までの一年で三〇人が一度に一〇〇人になるといつのは不可能です。しかし、地域への活性化を図るという意味では、農業外から、いろいろな職業の経験をした方が地域に入るということが、地域の活性化につながる。そのことが農業後継者の定着率にもつながるわけです。そういう意味で地域の活性化などの波及効果に

期待しております。

のでは担い手と密接に関係するのですが、農家の後継者の花嫁問題があります。花嫁問題も私たちセンターの重要な課題だと思つてます。まだ平成九年度の事業として農林水産省で農業生産法人の研修生等の受け入れを積極的に進めることとしています。農業法人は就業規則などが整つてあるから、研修として入りやすい、すでに「サラリーマン気分で農業に入るという希望者もいるわけですが、今後、研修希望者などの受け入れ先として、農業生産法人に期待しています。新規就農者については、今後見通しは明るいと思いますが、今までの一年で三〇人が一度に一〇〇人になるといつのは不可能です。しかし、地域への活性化を図るという意味では、農業外から、いろいろな職業の経験をした方が地域に入るということが、地域の活性化につながる。そのことが農業後継者の定着率にもつながるわけです。そういう意味で地域の活性化などの波及効果に

を配置し花嫁相談を実施したいと思っています。

司会：どうもありがとうございました。お話を伺つて就農希望者が七〇〇件以上ということですね。実際に、体験や研修で一四〇人ぐらいしか受入れないということですが、将来受け入れ体制がきちっとできればもうと期待が持てます。都会からの新規就農は農業を国民的合意を得る立場からも重要なあります。新規就農者をスムーズに受け入れることができれば、かなり北海道農業の明るい展望が開けるのではないかと思うので、一つ頑張つていただきたいと思います。

通り皆さんからお話を伺つていきたいと思うのですが、北海道農業は今後どうなるかという問題、

農地の流動化対策

北海道東海大学国際文化学部 教授 谷本 一志

農地の需要が減退

谷本・話題になりました農地の流

今の扱い手問題と併せまして非常に大事なことは農地問題だと思います。北海道では高齢化が進んでいて、毎年三〇、〇〇〇名ぐらいの農地が放出されていると言われていますが、笹川さんのお話にもあります。笹川さんのお話にもありましたように扱い手が十分に確保できないということが農地の受手がなくなることで、全道的に耕作放棄地が出てきている。という問題もありますし、そしてさらに新規就農者に関連して大事なのは、新規就農者が入るのに非常に抵抗を感じる負債の問題ですが、負債の八割は農地だといふことで、農地を賃貸方式でやればもっと新規就農が増えるのではないかという期待感があるので、その辺を谷本さんの方からお願いします。

通り皆さんからお話を伺つて、北海道農業は今後どうなるかという問題、

農地の流動化対策

北海道東海大学国際文化学部 教授 谷本 一志

農地の需要が減退

谷本・話題になりました農地の流

るかというので流動化問題はあるんですけども、北海道はむしろ司会者も先ほど言われたように、出し手に対して受け手が農地を拡大する意欲がない、特に地価が下落したり、市場対応あるいは自由化とかいろいろな中で農地がほしいという対応がかなり出てきている。農地の供給に対して、需要がなく余り始めているということが、北海道とか九州の専業農家地帯に現れている現象があるのでないかと思うのです。農協単位で調査したのを見ても、まったく欲しくないわけではなくて「一割程度は欲しいのだけども、その二割程欲しい農家であっても優良農地であればいい、あるいは地継ぎであればいい」というかなり条件が限定されてきている。そういう意味では、先ほど離農者の問題がありましたが、出し手のほうから出された農地をさらに買おうとしている農家の間でのミスマッチが完全に生じてきているのだといふ意味も含めて、放出されている農地と買いたい農地が完全にアンバランスになつてきているというのが一つある。あるいは中間に供給を止める意味では一時途中に入つてもらえばいい。中間保有的に、公社がやつてている事業ですが、公社が入ることによつて

問題としてあるわけです。

あるいは、野菜などは特に農地はいろいろわけで、むしろ一部の農地を持て余すぐらいの農家すらあります。また、その放出農地が分散していたり、いろいろ条件が悪い。放置された農地は十分に管理されておりませんから、そういう農地を貰つてまで經營すると、むしろ所得率が下がるという問題があります。

#### 公社長期賃貸借事業を展開

極端な方法ですが、つまり農地を放出するのを止める。あるいはそれを減速させる方法が一つあると思います。今、高齢農家なりりタイヤしようとしている農家をやめないで営農を続けていただき。五年でも八年でも営農していただくことによって、農地放出をくい止める、あるいは先送りするというのが一つある。あるいは中間に供給を止める意味では一時途中に入つてもらえばいい。中間保有的に、公社がやつてている事業ですが、公社が入ることによつて

個別農家がすぐに買取らなくて済むような中間的なファン・機能といいますか、それを強化すれば良い。来年度から公社の長期賃貸借事業が展開します。



▲谷本 一志さん

公社の事業によりますと、一、六〇〇分地あるいは可能だらうと言っている。全体で二〇、〇〇〇分地ぐらい移動するわけですから、五%はあるかと思うのですが、それでもそれを回していくば、先ほどの新規就農も含めてかなり事業展開はできるだらうと思つています。それプラス従来の合理化事業がありますから、そういう形で中間で保有する機能を拡大していくだくという公社の事業に対する期待もまた高まつてくるだらうと思うのですね。さらに先ほどの高齢農家ですが、今までと一時的買中心で買っていたのでは住専ではないですけれども、地価下落分を結局買ひ手農家がリストを負わなければならぬのですね。それ続けている限り、自作農体制といふことなんでしょうかけれども、当面は今の地価下落という中でやはり全部を買うという方式は、いい手農家にとつてもリスクが大きいだらうとももうのです。ここ少しの間は買ひたくないわけです

な賃貸借なわけですね。高齢農家の方も五年なり三年なりしながら結局売買に移動する可能性が随分高い。これはこの後も同じにして、売買にする可能性は高いのですが、

その方がその後も土地を持つていただく、つまり土地持ち非農家という意味合いになると思うのです

が、土地持ち非農家として大量でなくして五%ぐらいしかないと

思います。出でる農地と買わなければならぬ農地とのギャップを、若干いろいろな形で多様化す

る保有形態、あるいは賃貸借を先

送りしていくだく中で、当面は問題を先送りするというのを北海道もややりしていくかないと、全部売

みはやはり回避しなければなりません。欲しいならばもちろん買って

も良い。買える条件が整つたり、

自己資金がかなりの額整つたのだと

つたらもちろん買つていただきたいわけですがれども、そういう意

味では長期的な自作農主義でいい

のですけれども、買いたくない農

家の所はいろいろな形でサポート

する仕組みを、地域としてもある

いは政策サイドとしても必要だと

いうことになつてくると思います。

ら、それを買わされるという仕組みはやはり回避しなければなりません。欲しいならばもちろん買っても良い。買える条件が整つたり、自己資金がかなりの額整つたのだと

みはやはり回避しなければなりません。欲しいならばもちろん買っても良い。買える条件が整つたり、

自己資金がかなりの額整つたのだと

つたらもちろん買つていただきたいわけですがれども、そういう意

味では長期的な自作農主義でいい

のですけれども、買いたくない農

家の所はいろいろな形でサポート

する仕組みを、地域としてもある

いは政策サイドとしても必要だと

いうことになつてくると思います。

そうでない限りどんどん売れ残つ

てくるだろうし、耕作放棄も出て

くるだらうということになつてく

るのではないかと思います。

さうにこそういう中で地域的なシ

ステム」ということになつてくるの

でしようが、ある程度は地域とし

てても先ほど長尾部長が言われた通

りだと思うのですが、地域の産業

地とゆるための手立てと保障が必要です。

### 新規就農者のためにも

### 地域で農地の団地化を

そういう意味では団地化、ある

いは先ほどの新規就農の方が入る

場合も含めてですが、辞めていつ

た農家の農地に新しく入ろうとし

たつて、辞めていった農家が失敗

したわけですから、その後素人農

家が入つたらもつと失敗するだろ

うということです。その時には良

い農地を一団地用意して入つてい

ただくということです。個別に辞

めていつたばらばらの農地を、個

別な地域でまた対応するのではな

くて、団地化したり農地とか施設

も含めて、条件を地域なりに再編

するような地域のシステム化が必

要だらうと思います。それは交換

分合とか既存の農家の営農条件を

農地条件を含めて再整備する。

いろいろな条件整備をさらにしてい

かないで、個別の農家間で受け手

も田の手も考えていくこと

は、やつ過去の問題だらうといふ

ことです。その中で公社に期待しますし、町としても町有農地を持つたり、町が農業公社的な合理化的な事業もできるのではないかと個人的には考えています。ただ農地法の制約があつたりして、町有農地みたいなものになかなれなくて難しい問題があるのでしょうが、いずれにしろ土地も人づくりも個別農家の問題ではないと思います。もう地域の問題として考えていかなければならぬだらうということです。

さうにもう一つは、公社とか個別農家とか高齢農家とか、土地持ち非農家、そういう中で農地の保有を縦走的に総力戦で現状なり、よほど悪い所は多目的に利用することも含めながら、今の農地の内の九〇%なり九五%なりを守る。そういう前提の中で、総力的に地域も農家も農協もあるいは、公社も全力發揮して、市町村で公社を作れる所は作りながら、縦走的に総力戦で農地を守りながら、地域の土地管理を再編するという役割を担う中で、買い手を堀り起こしてい／＼といふことが大事だと思いま

ます。それとともに出し手を先送りしていく、土地持ち非農家のような所に持ち続けてもらう。試験的に兼業農家層に位置づけていく、このところはいろいろな形で誘うべき結び付けていくことで、農地を守っていくことに総力を挙げていくことになつてくるのではないかと思います。

司会：ありがとうございました。

今のお話のように総合的に地域全体で農地のことを考えてやる

### 経済合理化だけではない

地域と密着した農協改革を

坂下：全体として今農協があかれているのは、農協改革という系統組織事業の全体に関わつての問題だらうと思います。

農協系統組織の大きな課題としては、WTO体制、さらには新食糧法の中で農協が系統組織として企業的なリストラ、合理化を進めしていくことが相当明確になってくると思います。そういう協は扱い手の問題、農地の問題、それから地域農業をどう支えていくかというので非常に今重要な思ひ出です。農業は作れば何とかやっていける時代から、農畜産物をどう

販売していくのかといったことが課題となつています。

當農指導という問題に絡んで一

## 農協の対応策

北海道大学農学部 助教授 坂下 明彦

中抜きの形にして一段階の形にしようということです。元々は農協系統内の改革路線であつたのですが、住専問題との関連もあつて、この十一月に農林中金と信連とが合併するという法整備もどとのい、今までの「自主的」な改革路線だつたものが、制度的、政策的な路線となつたということで、強制化されているという段階です。

おそらく北海道では合併もあまり進まなかつたという面もあるのですが、全国的には経営合理化のための一級階制を進めようとしているに対し、北海道の場合は木フレンに限らず、連合会は横並びで「道内完結」一段階を選択した。全国的な動きは、全農をトップにして農協系統を一段階にしていくことと、どちらかという

十一世紀における農協のあり方にについて、坂下さんのほうから提起していただきたいと思います。

と農業のほうの論理より企業の論理で進めています。農家の方も単位農協の規模が大きくなつて、農協との距離が広がっています。

これに対して北海道は国の食糧基地ということもあります。農協組織として、農業を外した形での農協再編成はあり得ないという枠組みのなかで、いわば全国的な動きに反するような方向で現在は進んでいると思われます。そういう意味では先ほど長尾さんが言われたような国の政策と地方自治の政策とのあり方と同じようなことが見られる。北海道の農業というの経営面で岩崎さんが言われたように強い面と弱い面とを持つているわけですが、少なくとも、多国籍企業の論理で動くことに対する反対のうえで、農協といふ

組織が存立するためにも、農家に目を向かないような改革の方向というのはあり得ないということです。ホフレンガ雪印のような株式会社になつて生き残るということはあり得ないことです。現在、農協が採るべき視点と云うと、地域を守る、地域の農業、農産物を守るところへとだと思います。

## 地域の経済・生活・

### 文化を守る

従来は不足の経済社会のなかで農産物を国民のためにいかに円滑に供給するかという国民経済の旗印の下にやってきた。特に北海道は国の食糧供給基地として国民に食糧を提供してきた。

しかし、これからは視点を変え、地域の農村の中での生産とうようは、そこに生活する農民の経済と、生活の拠点となるような方向での改革を目指す、そういう意味でよく生産と生活というふうに言われるわけですが、農協としてみた場合には地域の経済と生活あるいは文化を守るといつておもいますが、

まず経済の面ですが、全国の農業のかなりの部分が空洞化してゆ

くなかで、日本及び北海道の消費者のために頑張って食糧を供給する。経済としてみると農業も商品を生産するわけで、相手としての消費者、或いはその中間の加工業者へ食物の原料を提供してきた、つまりこれまでどちらかと言つと原料農産物だっただけで、加工資本への原料供給基地であった。

直接食べる物としての農産物を供給するという視点がなかつた。この点については最初はホフレンの販売方針も移出産地としての北海道ということを非常に強調しているが、これからは北海道の消費者のことも考えながら、多チャンネルな形で、産直をも含めて販売方式を総合的に考える。

### 営農指導の強化と

#### 地域特産物の商品化

こうした販売を考える場合、営農指導というものがきわめて重要

になります。従来は生産基盤との関係でみるとどうやって売るかといつておもいますが、生産、生

産部会をつくりて、いわば販売のための営農指導をしてきました。

しかし、これからは土地利用型の農業においても営農指導を強化していく必要があります。長尾さん

が言ったように、低投入型の農業経営において土づくりという基本にもじる必要があります。つまり農

協の事業というと生産資材購買と結びつくような形での営農指導のあり方が、新たに考えられるべき

だと思われます。従来はほとんど単位農協がそれを担つてきたのですが、いわばサービス部門として

の営農指導というのは、これまで実態としてなかなか余裕がなくてできない面があつたが、これから

は人の問題、配置をどうするかを含めてホフレンが中心になつて支所を含めて、道内三段階的な形でやることも考えられます。そのこ

とが地域の農産物に見合つた支所段階での農産物の商品化に結びついていくと思います。

それからもう一つの生活面の活動については、北海道は従来非常に弱かった。ワーカーポイントといつておもいますが、生産、生

産として汲々として、生活に関する問題は農業普及員にまかせつぱなしで、農協の生活指導員は殆どないに等しかつた。これから中山間問題、高齢化の問題、それから地域としての生活・農村文化というのに發展させていかなければならぬと思います。

### 新しい生活・文化・ 事業運動を

従来の生活事業というのは△□一アで物を売る」とと△□一アで共済事業とか厚生連の病院経営などがそれにつけ加わつたものでした。新しい生活事業というのはそういうものを含んだ地域社会の新しい生活・文化事業であり運動であるという認識がまず必要です。その中でともすれば男中心の社会できたわけですが、特に婦人と農業以外の地域住民の参加、そして、若い人の役割などを考えなければなりません。そういう意味ではこれまでの生産一本槍から経済の建て直しと生活の向上をはかるといふことで、そういうことをしないと逆に農協が農家から見

放されてしまうことになります。

それからもう一つNGOの役割についてなのですが、今まで農協というのはどちらかというと、農政の下請け的な部分が非常に強かつたと思います。これからは民間

団体の立場から消費者や諸外国への援助に積極的にかかわる必要があると思います。特に北海道農業は農業のレベルは高いのですから、アジアの農業の発展に十分寄与しうる実力を持つていています。また、消費者の運動と連携して、もう少し国民の中に入つて幅広い枠組みのなかで運動を展開するべきだと思います。

### 討 論

司会：どうもありがとうございます。今日は北海道農業振興条例もありますので、地方自治体による農村振興策に、まず第一段階期待したいと思いますが、何分にもやはり農家自体の意識革命をやつていただきたいと駄目だと思います。いつまでも国の保護に依存するという姿勢からは何も生まれないとと思うのです。

司会：先ほどから農地の問題に関して、担い手の問題に関してもやはり農家の意識をどう変えていくかということが課題だと思います。地域全体として伸びていこうとしたことは、みんなで本当に今までの考え方を変えながら、新しい方向には、みんなで本当に今までの考え方を変えながら、新しい方向に向かって行かなければならぬということですが、田端さん消費者の側から見て北海道農業に対する意見がありましたら聞かせてく

るの言つたような、家族經營あるいは循環農業というのをきちつと押さえながらやつしていくことが、これから北海道農業の生き残る道ではないかと思いますが、長尾さんはどうかと思いますが、長尾さんいなかがですか。

### 農家自体の意識革命を

長尾：さしあたっては農業・農村振興条例もありますので、地方自治

体による農村振興策に、まず第一段階期待したいと思いますが、何分にもやはり農家自体の意識革命をやつていただきたいと駄目だと思います。いつまでも国の保護に依存するという姿勢からは何も生まれないとと思うのです。

田端：農地の放棄や農外転用があることは、消費者にとても不安なことです。自治体が「農地の里親」になり、意欲ある経営主体に委託して新規就農を促進するようなことができないものでしようか。道内農業にとって農地の保全は重要なことです。

北海道にとって、なんといっても農業は主要産業であり、全国の食糧供給基地としての役割は今後ますます重要になるとと思います。だから北海道農業は元気でなければならぬと思います。他府県の消費者が北海道農業に関心と期待を寄せるほど、道内消費者はそのことを自覚しているでしょうか。北海道版の「生・製・販・消費同盟」を実現したいですね。

農協・漁協・生協など協同組合員の人口比率が極めて高いのが北海道の特徴です。提携の強化はもちろんですが、例えば協同組合会議を常設して国民生活にとって重要な農業、食料、環境、福祉などに関する国民多数の立場に立った政治的発言ができるよう期待した

ださい。

いですね。農業の国際化の中で重要な役割だと思います。

司会：やはりどうも我々農業関係者というのは、今まで食糧を生産しているというよりも、単に農産物を作っている、作った物がどう消費者に支持されるかという視点がなかつたら、いずれにしても食糧という問題を中心に、消費者と農民がどう歩み寄つて結びついてやつていくかというのが非常に重要です。

地域をどう発展をさせていくかという立場で今の農業を考える。そういう意味では長尾さんの言っているように、単に中央政府だけの政策では北海道農業はうまくいかない。やはり地方自治を捉えた中での地域の人達との交わり、こういうものを大事にしながら今後二十一世紀の北海道農業を考える必要がある。

長尾：これから北海道農業は競争してというよりは住み分けをして生き残る、地域として、農協として手を繋いでいくという姿になるのが望ましい。そういうところ初めて安定した行きはあると

思います。こういう危機的な状況に対し改めて協同関係みたいなのが芽生えていいのではないかと思つております。そしてその延長線上にまた農協と生協との再編提携ということが期待されます。そ

の受け皿になる農家の姿もお金に替えられない貴重な生き方を見出すことには大きな意味がある。今までの中央集権的な規制の中でやつて、お金で頬を張られてきたのはちょっと違う形です。

中央官庁の統制に従わないどんな目に合うかわからぬといふことに若干不安はありますけれども、従来の方向とは違う生き方になると思います。

#### 国民的コンセンサスで

##### デカップリングを

笹川：今回、道が定めようとしている農業振興条例の一番の柱は、農業・農村に対する道民の「コンセ

ンサス作りとなっています。といふのは、カットウルグアイラウンドの合意では主要農作物の関税引き下げというのが六年間で十五%となつておますが、さらに、見

直しの時期に関税引き下げというのが必至なわけです。そうなると内外価格差というのは開くことになります。そしてその延長

すれば、作つた物の販路がない。ですから農業を存続させるにしても、農地を保全するにでもそれが、結局は、道民、しいては国民から食糧の安全保障や農業・農村の多様な役割に対して理解を得る必要があります。

ガット交渉のときに、日本は、国内自給の立場から食糧安保を主張したが、食糧輸出国から安定的に輸入先を確保することも食糧安保につながるとして、国内自給を前提とする食糧安保論は容認されませんでした。しかし、農業・農村の持つてゐる多様な役割についての主張は、多くの国の共感を得られたと聞いております。

このように日本がガットの場で、農業・農村の多様な役割と食糧の安全保障といつことを始めて主張しましたが、これは農業基本法にもふれていないことです。現在国で検討を進めています新しい基本法の中には非入れていただきたい。

それは北海道農業振興条例で明記することが国に対して北海道を位置づけることにもなるとおもいます。

次に、農家の所得確保の問題があります。今後、輸入農産物の価格との関係などから農産物価格の引き下げが懸念されるが、そうなると農家が農業経営を継続していくことが非常に難しくなります。さきほど述べました農業・農村が果たしている多様な役割について、国民的なコンセンサスを形成する。そして、農業が農業経営を継続していくのに、EFOなどが実施している、テカップリング（註3）による所得保障など何らかの対策が必要ではないかと、そういうふうに繋がつていかないと支えきれないのでないかと思います。

私ども、担い手センターが、新規就農を推進していく上で農業の展望がないというのが一番問題です。これは農業を辞める人がいることは、新しく入る人にとって将来どうなるんだという話になりますね。

北海道の農業・農村を守り、発

展させるためには消費者の理解を得て、道産の農産物を買ってもらうことがあります。そのために、生産者はクリーンな農業をやつて安全で良質の農産物を生産するひともいる、できるだけコストを下げるという努力が必要だと思います。

### 土地利用型

#### クリーン農業を

谷本：農地の側からみても、今まで農地は生産の場だということであつたんですねけれども、農地法を改正しようというのではなくて、やはり農家だけではなくて非農家の方も消費の方にも農地を使つていただく、開放するという視点をこの際していかなければならぬのではないか。先ほどの里親制度、地域の生産の場の一部を利用してもらつのも含めて、市民農園とかいろいろな形で住民の方にも開放してもらつというような農地にしてもいい。例えば、そういういろいろな形で農業を理解してやつたために生活の一部としてあることは生産の

場を理解してもらつたために開放をするのを含めて、地域の農地は全部農家のものなんだ、あるいは農協のものなんだという感覚ではなって、一部いろいろな形で国民の方にあるいは市民の方に理解してもらえるような工夫アにして、やはり全面的に農業サイドから利用していただき。あるいは実際に農作業にタッチしていただき、という

一部農地を多面的に農地として守りながら、その中でいろいろな農業を理解してもらうメニュー、あるいは生産の場だけではなくて生活の場として農地を位置づけて、一歩開放して多目的利用していくと、そういうような運動も含めて、一歩開放して多目的利用していくという努力が必要だと思います。

その中で余る農地を農業経営だけではない利用の仕方、もう一つは農業サイドとしてもさきほどの低農薬フリーラン農業ではないですが、府県の集約農業にあるいは金融機関農業に、北海道の土地利用型農業が引きずり込まれてしまつたという面もあるのではないかと思います。そういう意味では北海

道の利点は土地利用型である。クリーン農業の中で付加価値をつけ、農産物が高く売れるんだといふような戦法を含めて、もう一回協のものなんだという感覚ではなって、一部いろいろな形で国民の方あるいは市民の方に理解してもらえるような工夫アにして、やはり全面的に農業サイドから利用していただき。あるいは実際に農作業にタッチしていただき、という

一部農地を多面的に農地として守りながら、その中でいろいろな農業を理解してもらうメニュー、あるいは生産の場だけではなくて生活の場として農地を位置づけて、一歩開放して多目的利用していくと、そういうような運動も含めて、一歩開放して多目的利用していくという努力が必要だと思います。

その中で余る農地を農業経営だけではない利用の仕方、もう一つは農業サイドとしてもさきほどの低農薬フリーラン農業ではないですが、府県の集約農業にあるいは金融機関農業に、北海道の土地利用型農業が引きずり込まれてしまつたという面もあるのではないかと思います。そういう意味では北海

道の利点は土地利用型である。クリーン農業の中で付加価値をつけ、農産物が高く売れるんだといふような戦法を含めて、もう一回協のものなんだという感覚ではなって、一部いろいろな形で国民の方あるいは市民の方に理解してもらえるような工夫アにして、やはり全面的に農業サイドから利用していただき。あるいは実際に農作業にタッチしていただき、という

一部農地を多面的に農地として守りながら、その中でいろいろな農業を理解してもらうメニュー、あるいは生産の場だけではなくて生活の場として農地を位置づけて、一歩開放して多目的利用していくと、そういうような運動も含めて、一歩開放して多目的利用していくという努力が必要だと思います。

その中で余る農地を農業経営だけではない利用の仕方、もう一つは農業サイドとしてもさきほどの低農薬フリーラン農業ではないですが、府県の集約農業にあるいは金融機関農業に、北海道の土地利用型農業が引きずり込まれてしまつたという面もあるのではないかと思います。そういう意味では北海

(註) (2) の説明は巻末参照)

へ向けて北海道農業を考えた場合、從来どちらかというと生産としてしか農業を考えなかつたのですが、それをもつと多面的、多様な捉え方をして、例えば北海道振興条例の中にもうたつてありますけれども、都市生活者が農村に行つて潤いや安らぎを得る、これも農村の果たす大きな役割だと思います。

そのように多面的な捉え方で、これらの農業・農村の理解と、それこそ農協は単に生産ばかりではなくて、福祉だと文化だとかいいうものをとり上げて行くというようになりますとますます農地が余つていわけで、そのギャップが、もちろん地価が高かつたり、安かつたり、それがいろいろな周辺の農業団体も含めた圧力の中で、土地は今減少しているんですけれども、少なくともそこから低投人型にいくのには、まだ壁があるわけで、そこ簡単にはいかないんですねけれども、長期的にはそういう戦略になるのではないかと思います。

司会：大体まとめを言ひますと、いま笹川さんと谷本さんからお話をありましたように、二十一世紀